

京労発基 0428 第 2 号  
令和 3 年 4 月 28 日

関係機関・団体 各位

京都労働局長



## 緊急事態宣言の発出を踏まえた職場における新型コロナウイルス 感染症への感染予防及び健康管理について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、令和 3 年 4 月 23 日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づく緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が発出され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）が改正されたところです。

改正後の基本的対処方針において、「職場への出勤等」につきましては、従前の感染防止のための取組の徹底等に加え、特定都道府県において、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）活用や大型連休中の休暇取得の促進等により、出勤者数の 7 割削減を目指すこととされたところです。

厚生労働省では、職場において特に留意すべき「取組の 5 つのポイント」の取組を一層推進するために、職場における感染防止対策の実践例（別添）等を活用して、事業主に取組を働きかけるとともに、京都労働局に設置した「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」において、引き続き、事業主及び労働者からの相談等への対応を行うことといたします。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、各関係団体において作成された「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」等を実践する際に、労働者が安全かつ安心して働ける環境づくりに率先して取り組んでいただくことについて累次にわたりお願いしてきたところですが、改めて、職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化についての留意事項等を取りまとめた関連資料（下記参照）について、傘下団体・企業に対して周知をお願いいたします。

職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理に関する参考資料

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00226.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00226.html)



## 職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す～取組の5つのポイント～が実施できているか確認しましょう。
- ～取組の5つのポイント～は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「職場における感染防止対策の実践例」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」にご相談ください。

### ～取組の5つのポイント～

実施できていれば <span style="font-size: 2em;">✓</span>	取組の5つのポイント
<input type="checkbox"/>	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
<input type="checkbox"/>	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
<input type="checkbox"/>	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
<input type="checkbox"/>	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
<input type="checkbox"/>	手洗いや手指消毒、咳工チケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。



## テレワークの積極的な活用について

- 厚生労働省では、テレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点等をまとめたガイドラインの周知等を行っています。
- さらに、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやすくまとめたリーフレットも作成し、周知を行っています。
- こうした施策も活用いただきながら、職場や通勤での感染防止のため、テレワークを積極的に進めてください。

リーフレットは  
厚生労働省  
ホームページから  
ダウンロード可能です。



## 職場における感染防止対策の実践例

### ○ 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルール

新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応手順の作成（製造業）



サーマルシステムの導入（社会福祉法人）



- 感染者が発生した場合の対応手順を定め、社内インtranetや社内報で共有した。  
【手順】
  - ① 感染リスクのある社員の自宅待機
  - ② 濃厚接触者の把握
  - ③ 消毒
  - ④ 関係先への通知など

手順全文は  
(独)労働者健康安全機構  
長野産業保健総合支援  
センターホームページから  
ダウンロード可能です。



- サーマルシステムを施設受付入口に設置し、検温結果が37.5℃以上の者の入場を禁止している。
- 本システムでは、マスクの着用の検知を行い、マスクの未着用者には表示と音声で注意喚起を行う仕組みとなっている。

### ○ 密とならない工夫

ITを活用した対策（建設業）



- スマートフォン用無線機を導入し、社員同士や作業従事者との会話に活用。3密を避けたコミュニケーションをとるようにした。



ITを活用した説明会の開催（その他の事業）

- WEB方式と対面方式併用のハイブリッドの説明会を開催した。
- 対面での参加者に対してても、席の間隔を空ける、机にアクリル板を設置するなどの対策を行った。

## 職場における感染防止対策の実践例

### ○ 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける取り組み

※ 職場では、特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室など）に注意が必要

#### 休憩所での対策（小売業）



- 休憩室の机の中央を注意喚起付きのパーテーションで区切り、座席も密とならないよう二人掛けにし、対面とならないよう斜めに配置した。

#### 社員食堂での対策（製造業）



- 社員食堂の座席レイアウトを変更し、テーブルの片側のみ使用可とした。
- また、混雑緩和のために、昼休みを時差でとるようにした。

### ○ 感染防止のための基本的対策

#### 入館時の手指等の消毒（宿泊業）



- 宿泊者と従業員の感染防止のため、ホテル入口の消毒液設置場所に、靴底の消毒のためのマットを設置した。

#### 複数人が触る箇所の消毒（製造業）



- 複数人が触る可能性がある機械のスイッチ類を定期的に消毒することを徹底した。

### ○ その他の取り組み

#### 外国人労働者への感染防止対策の周知（建設業）



- 建設現場に入場する外国人向け安全衛生の資料に、新型コロナウイルス感染症の注意点を外国語に翻訳したものを掲載し、周知徹底を図った。

## 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。
- 職場での対策が不十分な場合やどのような対策をすればよいかわからない場合には、感染症対策の実践例を参考に検討してください。
- 項目の中には、業種、業態、職種などにより対応できないものがあるかもしれません。すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。
- 職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に継続して、実施いただくことが大切です。

### 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

項目	確認
1 感染予防のための体制	はいいいえ
・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を実施することの重要性を伝えている。	はいいいえ
・事業場の感染予防の責任者及び担当者を任命している。(衛生管理者、衛生責任者など)	はいいいえ
・会社の組織やルールについて、分離型全員に周知を行っている。	はいいいえ
・労働者が感染予防の行動を取るよう指導すること、管理者監督者に教育している。	はいいいえ
・安全衛生委員会、衛生委員会等の開催が実施される場において、器具をコロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとしている。等の場の運営が実施された。	はいいいえ
・職場はどちらか職場が感染予防の行動を取るよう感染リスクが異なる5つの場面』で新しい生活様式』の実現例について、労働者全員に周知を行った。	はいいいえ
・新規コロナウイルス検査装置「PCR(PCR)」を導入し、インストラクターを労働者に動員している。	はいいいえ
2 感染防止のための基本的な対策	はいいいえ
(1) 職場において常に留意すべき事項である「感染の5つのポイント」	はいいいえ
・「感染の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を対象上、実施している。	はいいいえ
(2) 感染防止のための3つの基本:①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い	はいいいえ
・人の距離をできるだけ離れて過ごすことを求めている。	はいいいえ
・会話をする際は、可能な限り真正面を向くことを求めている。	はいいいえ

チェックリストは  
厚生労働省  
ホームページから  
ダウンロード可能です。



## 職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー連絡先

### 受付時間

平日（月～金曜日）

午前 8:30～午後 5:15

北海道	011-709-2311	石川	076-265-4424	岡山	086-225-2013
青森	017-734-4113	福井	0776-22-2657	広島	082-221-9243
岩手	019-604-3007	山梨	055-225-2855	山口	083-995-0373
宮城	022-299-8839	長野	026-223-0554	徳島	088-652-9164
秋田	018-862-6683	岐阜	058-245-8103	香川	087-811-8920
山形	023-624-8223	静岡	054-254-6314	愛媛	089-935-5204
福島	024-536-4603	愛知	052-972-0256	高知	088-885-6023
茨城	029-224-6215	三重	059-226-2107	福岡	092-411-4798
栃木	028-634-9117	滋賀	077-522-6650	佐賀	0952-32-7176
群馬	027-896-4736	京都	075-241-3216	長崎	095-801-0032
埼玉	048-600-6206	大阪	06-6949-6500	熊本	096-355-3186
千葉	043-221-4312	兵庫	078-367-9153	大分	097-536-3213
東京	03-3512-1616	奈良	0742-32-0205	宮崎	0985-38-8835
神奈川	045-211-7353	和歌山	073-488-1151	鹿児島	099-223-8279
新潟	025-288-3505	鳥取	0857-29-1704	沖縄	098-868-4402
富山	076-432-2731	島根	0852-31-1157		

※雇用調整助成金の特例措置に関するお問い合わせはこちら

<学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金センター>

0120-60-3999

# 新型コロナウイルス感染症 モニタリング検査（PCR検査） モニター募集中

内閣官房  
Government of Japan

## モニタリング検査の流れ

事業者様

登録

内閣官房・  
管理団体  
(三菱総合研究所)

手続説明

検査会社

検査

事業者様

※検査方法・回数・  
参加人数のご相談

検体採取

①

検査は**無料**です

②

唾液を採るだけ  
苦痛はありません

③

職場で検査できます

④

**感染者の早期発見につな  
がります**



定期的な検査で感染の再拡大を防止！



↓↓↓モニターのご登録はこちらからぜひ宜しくお願いします↓↓↓

管理団体（三菱総合研究所）からオンライン説明会の連絡をさせていただきます。

[corona.go.jp/monitoring/form-group/](http://corona.go.jp/monitoring/form-group/)

または、「モニタリング検査 事業所登録」で検索

※当面は随時募集いたします



<お問合せ先>  
株式会社三菱総合研究所  
メール：  
[proactive\\_test@ml.mri.co.jp](mailto:proactive_test@ml.mri.co.jp)

※比較的感染リスクの高い場所を中心にモニタリング検査を実施しております。